

# 【令和2年度・新卒採用】保育士募集要項

ぜんりん  
善隣保育園

令和元年9月現在

【職 種】 保育士

※ 令和2年3月に、短大・専門学校等を卒業見込みの方。

【雇 用 形 態】 正職員（一般職）

正職員（総合職）への登用制度あり（勤務実績、園の経営状況等による）。

※ 正職員（一般職）とは、雇用期間の定めのない職員のこと、正規職員のひとつです。待遇等は正職員（総合職）に準じます。定年は、65歳。65歳以降は非常勤職員等として70歳まで勤務可能。なお、当園の非常勤職員（フルタイム）には、賞与、社会保険、各種手当、退職金等を正職員並みに支給しており、正規・非正規の待遇格差が小さいことが特徴です。

【給与・賞与】 当園規定による（令和元年度実績：賞与年2回）

※ 初任給（基本給）168,000円（令和2年度予定）

※ 正職員（一般職）の年間賞与支給率の目安は、年間支給率4.50倍（令和元年度実績）を基準とし、その100分の80、つまり約3.6倍（令和元年度実績）となります。

**注 意** 新卒1年目の6月賞与については、支給日（6月賞与）までの在籍日数が少ないため、6月賞与の支給率が約1.142倍となります。その結果、12月の支給率と合すると、1年目の年間支給率は、約2.733倍となります。2年目以降は、上記で説明したように「年間支給率（令和元年度は4.50倍）」の100分の80となります。したがって、毎年度、年間支給率の変更（人事院勧告に基づく）に応じて、一般職の賞与支給率が決まります。

【諸 手 当】 通勤手当（上限45,000円/月）、超過勤務手当（残業代）、

扶養手当（世帯主のみ支給）、住宅手当（世帯主のみ支給）、他に、次の3種類の処遇改善手当を支給。

### 処遇改善手当（3種類）

- ① 保育士等処遇改善手当Ⅰ（一時金として支給）
- ② 保育士等処遇改善手当Ⅱ（毎月支給）
- ③ チーム保育推進加算手当（一時金として支給）

#### 支給額及び支給方法

- ① 処遇改善手当Ⅰの支給額は、(3,000円～10,000円) × 在職月数として計算し、原則として12月に一時金として支給予定。
- ② 処遇改善手当Ⅱの支給額は、月額5,000円～40,000円の範囲で、毎月の手当として支給。ただし、処遇改善手当Ⅱの支給を受ける者は、外部研修を一定時間受ける必要あり（最高年間60時間）。研修費等は、園で負担します。パート勤務者を除くフルタイム勤務の者〔正職員(総合職)、正職員(一般職)、非常勤職員を問わない〕で、4月1日現在在職している者が支給対象。
- ③ チーム保育推進加算手当の支給額は、令和元年度実績で年額60,000円。ただし、この手当は必ず支給されるものではない。

#### (年収例)

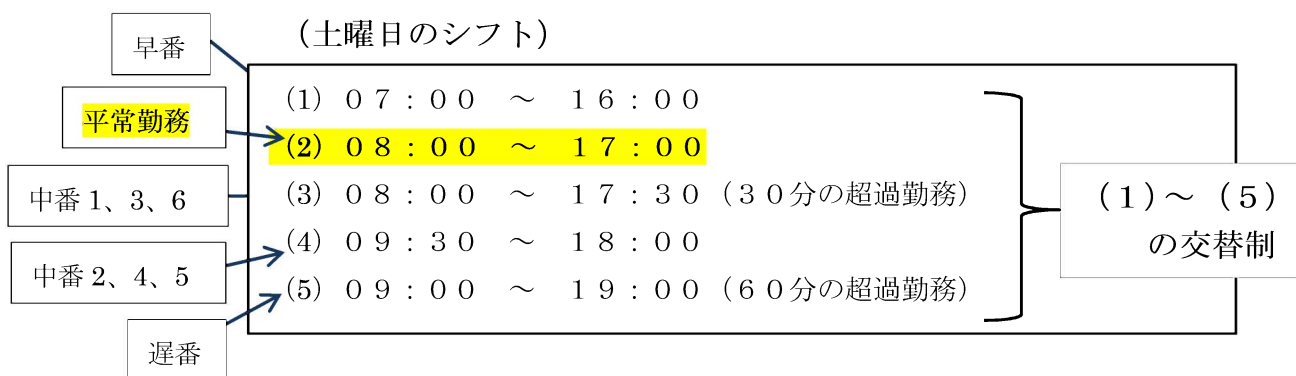
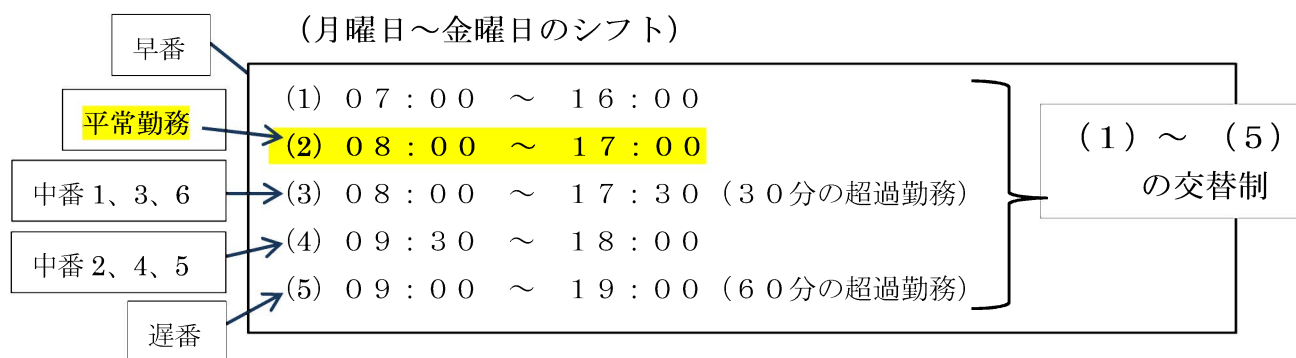
上記の支給基準に従った場合、4/1に入職した職員の1年目の年収の目安は、約270万円～約300万円（賞与、処遇改善手当含む）となり、他に通勤手当（2km以上）及び超過勤務手当（残業代）等が加算されます。

【昇給】

あり。

年1回（4月）、月額1,500円（令和元年度実績）

【勤務時間】 原則 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (実労働時間 8 時間、休憩 1 時間)  
シフト制 (早番・中番・遅番等) により週 4 0 時間労働になるよう調整。



- ※ 1 年単位の変形労働時間制を採用。
- ※ 残業は月平均 5 時間程度。
- ※ 月平均労働日数は 2 1 . 7 日。

【休日・休暇】 日祝日他指定休、夏季休暇 (4 日) 及び他 1 日を時季指定で付与 (職員の希望に配慮)、年末年始休暇、慶弔休暇、疾病休暇、産前産後休暇、育児休暇、年次有給休暇、その他保育園で定める日。

- ※ 年間休日数 1 0 5 日 (令和元年度)
- ※ 日祝日他指定休とは、日祝以外に月 2 ~ 3 日間の指定休を取るという意味 (土曜指定可)。
- ※ 育児休業取得実績あり。

【保険及び福利厚生】 健康保険 (労使折半)、厚生年金保険 (労使折半)、雇用保険 (事業主一部負担)、労災保険 (全額事業主負担)、社会福祉施設従事者相互保険 (事業主負担)

- ※ 「社会福祉施設従事者相互保険」とは、社会福祉施設における役員及び職員の福利厚生の一環として、職員が業務上、業務外を問わず、病気や

不慮の事故で死亡したり、傷害を受けて入院した場合に、弔慰金や傷害見舞金、入院給付金が支払われます。

- (例) ◇ 病気・事故を問わず死亡 ⇒ 給付額400万円  
◇ 不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき  
⇒ 給付額480万円  
◇ 不慮の事故により5日以上入院したとき(120日限度)  
⇒ 給付額1日に付1,200円

【退職金制度】 ① 独立行政法人福祉医療機構退職共済制度(全額事業主負担)、  
② 熊本県社会福祉協議会退職共済制度(労使折半)の二本立て

【研修制度】 人吉市保育園連盟各種研修、園内研修など。  
※ 平成30年度からは、処遇改善手当Ⅱに伴う外部研修を実施している。

【連絡先及び応募先】

〈TEL〉0966-22-3573  
〈E-mail〉zenrin@mx22.tiki.ne.jp

＜求人へのアピールポイント＞

- ① 昭和39年に創設以来50年以上の歴史があり、地域に根差した保育園です。現在は定員100名、職員総数26名(内3名が学童クラブ専属職員)です。また、伝統的に乳児保育に実績があります。
- ② 各種保険等の福利厚生及び退職金制度は公務員に準じ、充実しております。よって、将来への不安を抱かず安心して働けます。特に、退職金制度(二つの共済に加入)は、民間企業より大幅に充実した内容です。定年も他の園に比べて引き上げております(最長70歳まで雇用)。
- ③ 持ち帰りの残業等はありません。
- ④ 中高齢の職員が多いため、PC操作に長け、音響機器の扱いやピアノ演奏の得意な方をお待ちしています。
- ⑤ 人吉市の中心部にあるため、園の周辺だけではなく郊外から通う園児も多く、多様な園児に接することで保育力を磨けます。

社会福祉法人 善隣福祉会 善隣保育園

〒868-0025 熊本県人吉市瓦屋町1106番地

【TEL】0966-22-3573 【FAX】0966-22-3705

【EMAIL】zenrin@mx22.tiki.ne.jp 【HP】http://www.zenrin-hoikuen.jp



※ 求人についてお聞きになりたいことがありましたら、園長まで気軽にご連絡ください。また、園見学等も可能です。